

## 安倍元首相国葬実施への反対声明

現在、安倍元首相の「国葬」が準備されている。戦前には「国葬令」があり、伊藤博文や山県有朋ら首相経験者のほか、日露戦争で連合艦隊司令長官を務めた東郷平八郎や、太平洋戦争で戦死した連合艦隊司令長官・山本五十六の葬儀も国葬で執り行われた。だが「国葬令」は1947年に失効した。以後は1967年の吉田茂の国葬のみである。以降、内閣総理大臣経験者をはじめとした有力政治家の葬儀は、内閣、所属政党、所属議院、遺族のいずれかの組み合わせによる合同葬として行うことが多かった。1975年に死去した佐藤栄作は、その葬儀は「自民党、国民有志による国民葬」として行われた。経費の一部を国庫から支出が行われ、国庫負担額は2004万円で「国民葬」の名で呼ばれた。1980年（昭和55年）に現職首相のまま急死した大平正芳首相は「内閣・自由民主党合同葬」で行われた。国庫負担額は3643万円。1980年の大平首相以降は、首相経験者の葬儀が行われる際に内閣と自民党合同葬とする葬儀が多かった。

岸田内閣は7月22日、銃撃されて7月8日に亡くなった安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館（東京都千代田区）で行うことを閣議決定した。「国葬」を行う法的根拠として、内閣府の所掌事務について定めている「内閣府設置法」第4条第3項第33号、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」の規定に基づいて、閣議決定を行えば「国葬」を国の儀式として実施することができる」と説明している。

33号 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。と簡単に記されているだけで、法的な根拠とするには不明瞭であり、行政権の拡大であり、国民を代表する、国会での審議と明瞭な採決をすることを省き決定の根拠がない。葬儀委員長は岸田文雄首相が務め、費用は政府が全額負担する。8月31日の記者会見で、①憲政史上最長の8年8カ月にわたって首相を務めた②東日本大震災からの復興や経済再生、日米関係を基軸とした戦略的な外交を主導するなどの業績を残した③各国で様々な形で敬意と弔意が示されている④選挙活動中の死であり、暴力には屈しないという国としての毅然（きぜん）たる姿勢を示す――の4点を理由に挙げた。しかし①長いというが中途放棄した。②経済再生はしていない、アベノミクスによる富裕層への優遇、日銀0金利政策での円安、物価高進行。③国内世論の反対を知り外国首脳クラスの欠席④殺害は誰も認められないが背後に旧統一協会の影響を見ると到底賛同できない。の4点を指摘できる。

憲法上、国の最高機関は国会である。内閣は国会が制定した法律と予算を執行する機関であり、内閣府設置法4条は、憲法7条と皇室典範25条に規定されている大喪（天皇の国葬）などを執行するいわば手続き法であって、「元首相」の国葬を根拠づける法律は存在しない。日本国憲法の下における国葬を執り行いたいならば、まず一般法として国葬の条件を定めた「国葬法」または特別法としての「元首相国葬法」を制定する必要がある。それを省略して閣議決定だけで安倍国葬を執行するなら、それは「法律に基づいた権力行使」（法治主義）

と財政民主主義に違反している。さらにそういう仕組みを定めた「憲法の優位性」を無視するものである。まるで、憲法尊重義務を負った内閣（99条）が最高法規である憲法（98条）の上にあるようで、背理であるので、このよう安倍国葬は認められない。また、国民の思想の自由、キリスト者個々の信教の自由をも犯すものであることを指摘しておきたい。

2022年9月22日

靖国国営化反対福音主義キリスト者のつどい

代表 星出卓也

事務所 東京都西東京市柳沢 2-11-13